

入札監理小委員会  
第429回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第429回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年9月28日（水）16:56～18:15

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務（法務省）

○外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務（法務省）

2. 閉会

<出席者>

（委 員）

尾花主査、浅羽副主査、辻専門委員、生島専門委員、川澤専門委員

（法務省）

入国管理局総務課 東郷補佐官、柴田法務専門官、宮武予算第一係長

（事務局）

栗原参事官、新井参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第429回入札監理小委員会を開催します。

本日は、①「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」、②「外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、①「地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務」の実施要綱（案）について、法務省入国管理局総務課、東郷補佐官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○東郷補佐官 よろしくお願ひいたします。入国管理局総務課の東郷でございます。まず、要項のご説明に先立ちまして、平成28年度について、一般競争入札で市場化テストの枠外でやらせていただいている部分について、現状についてご報告したいと思います。

○東郷補佐官 本委員会のご審議を経た上で、今までの契約については契約期間を平成28年3月31日までに変更して、平成28年度については単年度事業ということで、改めて一般競争入札で選定した受託業者がこの入国・在留手続の窓口業務を、今、受託してやっております。業務処理の状況については、現在、おおむねうまくいっていると。4月から6月まで業者が変わった直後には、ちょうど繁忙時期ということもありまして、業務終了時間が午後8時ごろになるということも多かったということなのですが、7月以降の通常時期以降は、慣れてきたというのもあるのしょうけれども、午後6時ごろには終了するというので、特に問題なく行っているということでございます。以上が、現状でございます。

続きまして、入札実施要項（案）について、前回から見直した主な内容及びその考え方についてご説明したいと思います。

まず、実施要項（案）の3ページ目でございますが、こちらは、先ほど申し上げた東京入国管理局の契約変更に係る本委員会のご審議において、本委託業務を適正かつ確実に実施するために事業の実施期間を短くするという事などについて検討すべきだ、とのお話があったことを踏まえまして、今回、実施期間を短縮するという事にいたしました。平成29年3月末日で今の一般競争入札でやった契約が終了する東京入国管理局、これは横浜支局も含まれますが、こちらにつきましては平成29年4月1日から平成30年6月30日までの1年3か月間、それ以外の名古屋入国管理局と大阪入国管理局については、平成26年からの契約がまだ続いているので6月末日までということになってございますので、そちらにつきましては平成29年7月1日から平成30年6月30日までの1年間ということで、実施期間を決定してございます。

あと、単価契約等によって、業務量の増減があった場合に、金額の見直しなどができるようにしたらどうかという話もあったのですが、それについては、業務量の増減に応じた歩合制で支払うこととした場合には、民間事業者の創意工夫により経費削減を図るという市場化テストの趣旨に反するおそれがあるのではないかと考えられるということ、さらに、その業務量が予想以上に増加してしまった場合に、予算額を超過してしまうということが考えられましたことから、今回はそういう手段をとらずに実施期間を短くするという事で対応しようということにさせていただいております。

次の変更点でございますが、要項（案）の9ページ目でございます。こちらの下のほうの（ア）というところでございますが、この業務を適正かつ確実に実施するためには、どのような業務処理体制で臨むのが最も重要であると考えられます。そこで、より提案内容の優劣が落札業者の選定に反映されるように、業務処理体制についての提案項目の加点を大きくさせていただいております。これは、次のページに加点について書いてありますが、こちらについて、加点を大きくしたという形になってございます。

また、申請者が必ずしも日本語を話すとは限らないことを踏まえまして、より適切かつ円滑な業務処理を行うため、業務従事者の中に日常会話程度の外国語能力（英語を除く）を有する者が含まれていると、そういう人たちが含まれているということを加点項目の審査の観点に追加をしております。

3つ目でございますが、要項（案）の11ページ、見開きの次のページになるのですが、こちらについてですが、東京入国管理局で、前回もお話しいたしましたとおり、過誤処理件数が相当数発生しているという状況にあります。そこで、過誤処理防止のためには、国のほうから指導や研修をするということだけではなくて、自己モニタリングにおける受託事業者の創意工夫が重要であると考えられますので、より提案内容の優劣が落札業者の選定に反映されるように、自己モニタリングの実施についての提案については項目の加点を大きくいたしました。

続きまして、こちらは後ほどご審議いただく外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務と共通の見直しなのでございますが、まず、要項（案）の4ページに戻ります。4ページの真ん中辺なのですが、（6）、（7）となっているところですが、こちらはほかの契約事例を参考にいたしまして、本業務の適正かつ確実な実施をより確保したいということで、入札参加資格の要件にこちらの（6）、（7）という項目を追加させていただきました。これは、ほかの契約でよく入っているということで、この業務にも入れたほうがいいのかということを入れさせていただきました。

続きまして、要項（案）の11ページになりますが、先ほどの加点得点の表のすぐ下になるのですが、（オ）として、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価という項目を追加してございます。こちらは、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針というような決定がございまして、こちらにおいて、価格以外の要素を評価する調達を行うときはワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする、というような形で定められておまして、総合評価落札方式の加点審査項目に、このようにワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を追加したというものでございます。

こちらの評価基準の設定に当たりましては、女性の活躍に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領というものがございまして、こちらに記載されております評価基準例を参考として入れさせていただいております。

次でございますが、要項（案）の14ページをごらんいただきたいのですが、こちらの真

中より下のところに、イ. の指示というところがあるのですが、こちらは国のほうで、受託者が行う公共サービスの質が満たされない場合など、委託業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときには、受託事業者に対して期間を定めて必要な措置をとるべきことを指示することができるというように、これは前回も入れておいたので、すけれども、より具体的に、指示後に、受託事業者による改善の実効性を確保するために、「国から指示を受けた受託事業者は、具体的な措置案を国に提示し、その了解を得た上で、速やかに実施する」ということを明記したという形にさせていただきます。

次でございますが、要項（案）の17ページをごらんいただきたいのですが、こちらの「権利の譲渡等」というところなのですが、キ. の（ア）と（イ）の部分なのですが、これもほかの契約事例を参考にいたしまして追加したものでございますが、中小企業や小規模事業者の振興を図ることを目的といたしまして、流動資産担保融資保証制度というのがあるのですが、こちらの趣旨を踏まえまして、権利の譲渡禁止に係る例外規定として、同制度を利用する場合について追加すると。こちらほかの契約事例を参考に追加させていただいているというものでございます。

最後ですけれども、20ページ目ですが、「（2）国の監督体制」のウ. のところですが、こちらは情報共有とか課題の検討のために国と受託事業者との間で随時打ち合わせを行うという形で、前回までは書いておったのですが、より密接な関係を構築するというので、公共サービスの向上や課題の改善により積極的に取り組むために、毎月1回、定例で連絡会議を行うということにしたいということで、その旨をこちらに明記したというものでございます。

主な変更点は以上でございます。それから、こちらの入札実施要項（案）につきましては、外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務の要項（案）と合わせまして、8月8日から26日までの間、パブリックコメントを実施させていただきました。計12件のご意見をいただいております。これは入札実施要項（案）を「こう修正してくれ」というご意見はなくて、要は、勘違いされて、この審査自体を多分民間委託するのだと思われたのだと思われまして。「それは、やはり国がやらなければいけないのではないか」というようなお話で、それに対して、これは、このご審議が終わった後、ホームページにこの考え方も含めて公表しようと思っっているのですが、「これはあくまで受け付けるだけで、ちゃんとその判断自体は国でやりますよ」というような形で対応しようと考えております。

それで、2番目のところは、やはりこれも同じような形なのですが「日本国籍者でないと、外国人の方だと何か不正が行えるのではないか」というご懸念なのですが、これも「そういうような、許否に関することをやっていただくわけではないので、全然問題ございません」ということで対応させていただきたいと考えてございます。

以上で、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。2点、質問させていただければと思います。まず、1点目なのですが、実施要項の2ページ目のところの(3)に「業務内容」とあるかと思います。その2段落目なのですが、手引きを貸与して、「創意工夫を発揮するために手引きと異なる取扱いをすることができる」と。ただ、「国と協議をしてその了解を得るものとする」とあるかと思います。

このマニュアルというのは、基本的に今、実施されている業務に沿った形で改訂されているのでしょうか。つまり、その受託された事業者さんにとって、その改訂も自分たちの業務といいますか、事業が終了する段階に当たって、まさに今の状況のフローに改訂するというのもされていらっしゃるのでしょうか。私、今、うまく伝わっていますか。つまり、このマニュアルがすごく古くなってしまっていて、現状と乖離しているのではないかというような懸念は、と思ったのですけれども、そういうことはないですか。

○柴田法務専門官 やっている業務自体は、大きく変更はないと思いますので、そんなに古くなっていることはないと思うのですが、もしそういうことがあれば、適宜マニュアルの変更等をやっております。

○川澤専門委員 それは、事業者の方がやるのではなくて。

○柴田法務専門官 そうではなくて、やっていただくことが変更になった場合には、その都度国のほうでマニュアルの変更をしております。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点なのですが、今、一般競争入札で実施をされて、業務を実施していて、良好であるとお伺いしました。で、30ページの情報の開示の部分で、仕方がないのですけれども、平成27年度までの実績しかない状況で、仮にその従来の実施に要した人員が平成27年度は17人と4人ですよね。これであるとその過誤件数が例えば多くなってしまうのであれば、逆に平成28年度をどういう体制で実施をしているかという人数を、注でいいので記載をして、説明会のときに「平成27年度はこの数字だけれども平成28年度でこういうふうを増やしたから今は良好です」という説明をされたほうがいいのではないかなと思ひまして、それはいかがでしょうか。

○柴田法務専門官 直近の情報まで公表したほうがよろしいのではないかとということでございますか。

○川澤専門委員 そうです。つまり、その事業が良好になっている体制を書かないと、例えば、もしこの平成27年度の数でいいと思ってしまうと、また体制が脆弱になってしまう可能性があると思いますので、今の充実した体制を記載したほうがいいのではないかと。ただ、それはその過去の情報、市場化テストの事業の情報ではないので、注で書いて説明会で補足するみたいな形かなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○東郷補佐官 どういう形で情報提供するかについては検討させていただきたいのですが、入札説明会の際に、例えば最新の情報について口頭説明するとか、そういう形で今の状況についてご説明するという方向で、考えたいと思います。

○川澤専門委員 そうですね。そうしないとまた、事業がうまくいかなくなる可能性があるという……。

○東郷補佐官 それはおっしゃるとおりだと思います。

○辻専門委員 よろしいですか。ご説明ありがとうございました。改めて、僕が全くこの業務を知らない状態でこの業務に手を上げるかどうかという観点で見てみたのですが、多分、一番初めにちゅうちょするのは、「結構これは外国語ができないとまずいのではないだろうか」と思ってしまうかなと、今、思っています。なぜかと申しますと、実施要項の24ページ目、別紙3-1でございます。これを見ると単純な事務作業かなと思いつつも、しっかり読んでいくと、お客さんを、まず初めに番号札を交付して呼び出した後、本人確認をすとかですね。そのときに多分、写真を照らし合わせるだけでいいのか、それとも住所とか生年月日とかいろいろ聞かなければいけないのだからとかですね。さらには、持ってきた書類が足りなかった場合とかに、「これが足りない」とかいうことを日本語で申し上げて伝わらないのではないかという危惧感もございます。そうすると、この業務、実は結構、どれくらいかはわからないのだけれども外国語が運用できないとまずいのではないかなと思ってしまうのですが、そのような疑問点を持った人間がこの実施要項を読んだときに、「この部分を読めば、それほど外国語は必要ではないですよ」とわかる部分はあつたりするのでしょうか。

○東郷補佐官 すみません。8ページ目のほうに「(ウ)「業務処理体制」というところがあるのですが、そこに、業務従事者の中に「日常会話程度の英会話能力を有する者が含まれていること」というところがございます、本人確認で「パスポート、プリーズ」とかその程度であれば、英語がしゃべれるというほどでなくても対応できますし、あとは、確かに書類が足りないとか、そういうような場合にはその説明をすることになるのだと思うのですが、その書類はもう決まりきったものですので、このような日常会話ができる程度の方がいらっしゃれば、問題なく対応できるのかなと。

○辻専門委員 ただ、その8ページ目の(ウ)のところ「日常会話程度の英会話能力を有する者が含まれていること」と書かれていることから、「ああ、日常会話程度でいいのかな」と安心していただくというご趣旨ですね。

○東郷補佐官 一応、この契約で求めているのはこういう程度という。

○辻専門委員 業務内容の部分にも何かそのような簡単なエッセンスを入れることは可能ですかね。

○東郷補佐官 こちらの。

○辻専門委員 ええ、2ページ目のほうです。

○東郷補佐官 フローのほうのですね。

○辻専門委員 ええ。フローと、それから実施要項の2ページ目の「(3)業務内容」と書いてございますよね。

日常会話程度の英語能力で足りる、と読めるようなエッセンスが、もし入れれば、よりいい

かなとも思いました。

○東郷補佐官 ただ、そうですね、でも、ほかの語学ができる人について加点をすることに、今、なっているので……。そういうことで、英語の日常会話しかできないような人しかいないという場合もあると思うのですけれども、その場合に、中国語しか通じないお客さんがいたりとかいう場合には、インフォメーションセンターの人に通訳を頼んだりとか、または職員のほうで対応するとか、そこら辺の、通訳の部分だけですけれども、多分いろいろそういう形で柔軟に対応しているというような形にはなっていると思うのですね。

○辻専門委員 果たしてその、言葉が通じないという問題が発生した場合には、実際はその入管職員さんのバックアップを受けることができるのですか。

もしも一切バックアップする余裕がないとかいう場合であれば、かなりこの分野に入ろうと思った場合には、一応英語ができるスタッフを絶対集めなければいけないと思いますけれども。

○東郷補佐官 そうですね。ただ、当然、業務体制でこういうふうに書いているので、それ以上は求められない、もちろん中国語とかがわかる方が含まれていればより円滑にできるので、加点項目にはなっていますので、最低限として日常会話程度の英語……。

○辻専門委員 英語があれば足りる……。

○東郷補佐官 足りるという、この要項上の趣旨としてはですね。そういうことではありますので、業務内容のほうにその点がわかるように追記して。

○辻専門委員 そうですね。ご検討いただければと思います。

○東郷補佐官 ええ、わかりました。

○辻専門委員 はい、ありがとうございます。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。お伺いしたい件は、過誤処理件数に対するの取り組みについて、ちょっと教えていただきたいのですけれども、一番大きな原因が、急に人数が増えてしまったので、そういった予測ができないようなことがないように期間を短くするというのが、抜本的な対策ということがまずあるということで伺っているのですけれども、で、プラスは、自己モニタリングにおいて、その過誤処理がなるべく起こらないように、受託者さん側から具体的な提案をやっていただくというようなご趣旨ということでもよろしいですか。

○東郷補佐官 おっしゃるとおりです。

○生島専門委員 それに関して少し詳しく教えていただきたいのですけれども、まず、その過誤処理が過去にどの人数でどれくらいあったかというような……。では過誤処理をなるべく少なくしようといった場合に、まず実態がわからないと、何を目標にしているのかなというところがあるかと思うのです。なので、今、「多い」というふうにご判断されるとすれば、この人数に対してこの件数だとちょっと多いよねと、だけれども、では、例えばこの人数に対してこの程度の過誤件数であれば、もちろんゼロに近いほうがいいけれども、おおむねいいのかなとか、その辺の発注者側の相場観というか、どのぐらいのイメ



ージを持っておられるかというのが、もう少しわかるような過去の実績の数字と、それから、目標値とまでは行かないにしても「これぐらいを目指してくれたらいいのだけれどもな」というようなことが具体的な数字として添付資料などで、情報開示の一覧でもいいかもしれませんが、提供されていると、計画も立てやすいかなと思うのですけれども。

具体的なその目標の数字みたいなものがないと、なかなか新規の業者さんがどこを目指していいのか提案するのも難しいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○東郷補佐官 ちょっとそれについていろいろな考え方があると思うのですけれども、過誤処理件数の実態というか件数について、前の本委員会のほうでご提示したと思うのですけれども、では、それをここに参考で載せた場合に、どう受け取られるかなんですけれども。前、こんなにあったのだったら、多少間違えてもいいのかなと思われてしまうと困るなど。

○生島専門委員 そうなんです。それは確かに困ると思うのですけれども。

○東郷補佐官 我々としては、過誤は本当はゼロを目指していただきたいのですよね。

○生島専門委員 それは、そうですね。それは、そうなのですけれども。

○東郷補佐官 今は非常に多くなっていますが、たとえ少なくとも、本当はゼロを目指して、若干生じるというのは仕方ないのかなというはあるのかもしれないんですけれども、ただ、例えば東京で何百件もありましたというのを示して「これよりは少なくしてください」というふうにするのは、ちょっと何というか、あまりにも……。ほんとうは、やはりこういう過誤というのはゼロを目指さないといけないのかなと思いますので。これを載せるとか、目標も、では10件だったらいいいのか、20件だったらいいいのかとか、やはり、本当は、いいのはゼロなのですよね。

○生島専門委員 そうですね。もちろんそうだと思いますのですけれども。

○東郷補佐官 目標というのもちょっと難しいかなと。その過誤というのは、例えば公務員の世界でも、例えば証印とかも過誤証印とかがありまして、では、それを目標をどういうふうにするか、では、年何件だったらいいいとか、それは普通はそういう目標は定めなくて、ゼロを目指しましょうというのがやはりあるので、これは同じ理屈なのかなと。あくまでこれは防止をしていただいて、基本的にはもう、過誤をしないでくださいと。もちろん、過誤を1件したから幾ら減額しますとかまではしないにしても、やはりそこはちゃんとした仕事をしてもらうのが基本だろうと考えられますので。なかなか、今、ご提案いただいたようなことを入れるのは、いろいろデメリットもあるのかなと。

○生島専門委員 なるほど。例えば、何か処理する人数に対して0.00何%以下にとどめてほしいではないのですけれども、何かそういうわけではない……。

○東郷補佐官 その0.00何%が、適正かどうかというのがちょっと我々も。今よりも下げるというような目標であればつけられるのですよね。では、これを基本にしていいのかというお話があるので。やはり、基本はゼロなのだと思いますので。

○生島専門委員 そうですね。でも……そうか。でも何か、私がもし応募する場合、もち

ろんゼロがいいのだけれども、適正というのはどの程度までが認められるのか、もう少し知りたいなど。

○東郷補佐官 ただ、どこが適正かというゼロが適正なのだと思いますので。

○生島専門委員 そうですか。

○東郷補佐官 はい、そうですね。

○生島専門委員 なるほど。あとは、その自己モニタリングというのはどういうことをする意味なのですか。要は、外からの勧告ではなく、何か。

○柴田法務専門官 受託業者自体が、自分の受託している従業員に、何か過誤が発生したときにどういうふうに対応して改善していくかというようなことになると思います。

○生島専門委員 内部チェック体制的な。

○柴田法務専門官 チェックでありましたり、その後の改善のやり方とか、そういうことだと思っております。

○生島専門委員 なるほど。過去はこういうものは特にご提案はいただいていないですね。自己モニタリング。

○東郷補佐官 改めて……、元々であったのですが、これまでもこういう項目で入っていたのですが、もう少しここを……。

○生島専門委員 頑張ってもらいたい。

○東郷補佐官 頑張ってもらいたいところを、多めに加点したほうがよろしいのではないかなと思います。

○生島専門委員 その、過去の業者さんからの自己モニタリングの事例というのは、参考に拝見することはできるのですか。どういう自己モニタリングのご提案が、過去の受託業者さんであったのか。ここからさらにどう改善していいのかというのが、見えやすいのかなと思ったのですけれども。

○東郷補佐官 それは入札に参加される方がということですか。

○生島専門委員 そうですね。サンプル的に。

○東郷補佐官 そこの、どういうふうにも改善していくかも、ある意味、創意工夫の1つなのかなと思うところもありまして、過去に提案された方の、入札業者の方の提案はその業者の方の……。

○柴田法務専門官 アイデアというか。

○東郷補佐官 アイデアになるのかなと思うのですが。

○生島専門委員 そこはちょっと開示は難しいですか。

○東郷補佐官 細かく検討したわけではないのですが、感覚的には難しいのではないかなと。そこがまさに、工夫してこういう形で提案をしたと。それについて、ではもう、元々「公表しますよ」ということを約束しているわけではないので、まさにそこでこういうやり方をしているというのが、企業秘密とまではいかないのかもしれないのですけれども、まさに利点というかそういうものであれば、なかなかそれを「では、ほかの業者さん、こう

やっていましたよ」っていうと、ちょっとそれは信義にもとる行為になる可能性があるのかなと思っております。

○生島専門委員 なるほどですね。わかりました。そうしたら、何か、わりとそれを丸めて、サンプルではないですけれども、参考的にできるようなものがあったらいいのかなと思ったのですけれども。新規の方は「自己モニタリングというのはこういうのがあり得るのかな」みたいな。

○東郷補佐官 ただ、要は、自分たちでちゃんとチェックをして、過誤が生じないようにということを、誰がやっても過誤が生じないようにチェックをする体制というか、そういうのを示していただければ、評価が高くなりますので、こちらにまさに書いてあるようなことなのかなと。

○生島専門委員 なるほど。わかりました。では、今回そのようにされて、実際に次回過誤件数が人数比どれくらい減ったかというところは、また教えてはいただけますか。

○東郷補佐官 では、またご報告をするように。

○生島専門委員 そうですね。ほんとうに下げるのであれば、少し具体的に何かお示しになられたほうがやりやすいのかなとは、やはり思うのですけれども。ちょっと、一旦ご検討いただければと思いますので。

○東郷補佐官 わかりました。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○浅羽副主査 すみません。私からは2点教えてください。1つは、予定価格の決定方法で、これは独自で予定価格を積算されているのか、それとも見積もりを前提にして予定価格をつくられているのか、これが第1点。

で、2点目は加点項目なのですけれども、今回、加点項目について中身を結構変えられていましたけれども、特にここに重点を置くというふうにメリハリをつけたように感じているのですけれども、この加点に関しまして事業者さんが実際に入札して、とられた業者さんはいいと思うのですけれども、落ちた業者さんに対してこの加点項目について評価結果を教えてあげるのかどうかといったような点。この2点について、教えていただきたいのですが。

○柴田法務専門官 予定価格のほうは、見積もりと、独自というかほかの資料とかを参考にしながら、どちらも踏まえてやっていると思います、どこも。

○浅羽副主査 まず、何で私がそんなことを伺ったのかという趣旨から申し上げないといけないのですけれども、いろいろと拝見させていただきますと、やはり予定価格以内の者がちょっと少ないかなという印象を持ってしまして、で、今回いろいろと加点項目を重点化されて、「こういうことをやっていただけると高い点数が出やすいです」とか、あるいは、「ここはちゃんとやってください」とか、ワーク・ライフ・バランスもそうですね。

そんな中で、ちょっと私、今、点数をいろいろと計算してみたのですが、例えばなんで

すけれども、大体1年間だと東京だったら6,000万円弱が価格の相場ぐらいだとして、一応、私は6,000万円をスタンダードとして計算をしたのですけれども。で、21人、人が使われている。1人当たり300万円、これはもうフルにやっている人から短期の人とかいろいろいるだろうという前提で、1人当たり大体300万円。もしも1人増やして、それを300万円で増やしたらどうなるのだろうと計算してみたのですね。つまり、1人増やしてその人を効果的にこういうふうにしてやると。しかも、その人はマルチリンガルですごくいいですよ、なんていうことができたなら最初のところで30ポイントプラスでとれるかなとか、90点と60点、90点とれるかなと、この場合だったらどうなるのだろうとか計算してみたのです。そうしたら、300万円のアップだったら、もしもそれが予定価格を超過していないと、総合的に高い点数が出る可能性が高いのですね。もちろん基礎点が何点、250点以上、何かが加わるかによって違ってくるのですが、もしほかが満点で、ここだけ30点差がついて、1番が、ですから500点満点、次は470点で計算すると300万円アップだとアップのほうが勝つのですね。400万円だと負けるのですけれども。

つまり、300万円ぐらいでマルチリンガルを使えてくるというのは、多分無理だと思うのですが、ほかでコストダウンをしてマルチリンガルを連れてきて、しかも短縮化のうまい動線をとか、そこまでいったら30点ぐらいいけるのかなと思ったのですが、もしも見積もりを前提にして予定価格をつくられると300万円でもアウトになってしまう危険性があるなど。つまり、低い方で見積もりで出ている、しかもそれは従来でとなったら、とするとそれはこの趣旨に合うのかな、どうなのかなとちょっと考えてみましたので、それで質問をしてみました。で、そういうご提案の場合はどうなるのかなというのが1つ。

で、それと絡めて、後段のほうは、実務的なことということでなかなかわからないということだったので、これ、何でなのかということ、別のところでヒアリングをして、自分たちの何が悪かったのか教えてほしいという業者がいらっしまったのですね。で、従来はこれ、3年間とか3年何カ月とか長い期間なのでそんなに気にしなくてもいいかなと思っていたのですが、毎年こうなると、ほぼ1年ごとに入札をかけてきますよね。そうしたら、リトライというかチャンスがまた翌年来るのですよ。で、恐らく御社の立場からしたら、よりよいものをより安く、あるいは、同じ価格であればよりよく、この場合の「よりよく」は過誤がなく、あとは時間が短縮されていて、夜10時とか9時とかになってしまうのではなくて6時までにはちゃんと終えられて、不満も少なく、ということだと思うので、だとしたら何を高く評価してもらえたのかとかですね。ここは実は自分たちがすごく力を入れたのに全然点が出ていなかったとか、これを教えていただくとやりようがあるのだとか、あるいは、ここは高く評価されて「あ、やはり自分たちが思ったとおり」と、「でも、こっちはだめだった」とかですね。それがわかるとすごくいいだろうなど。

で、後ろのほうのワーク・ライフ・バランスは、自分でわかると思うのですね。プラチナくるみんを取っているとか。「あ、プラチナくるみんだけだったら18点だった」と。「自分はくるみんしか取っていなかったら10点だった」と。「では、ちょっと頑張ってみよう」

くるみんなを取れるようにしよう、そうしたらひっくり返せたかもしれない」とか。

でも、この体制とか処理、処理についての提案というものはわからないですよ。しかも、点数が今回アップされて、「自分たちは先ほど言ったようにマルチリンガルを入れたけれど、そこは評価されたのかちょっとわからない」、恐らく相対的な評価になってしまうので、「もっと頑張るべきなのか、ここはもうマックスまで行っていたのか」とか、「ほかで頑張らなければいけない」、これがあつたほうがいいと思うので、もしも可能であればなんですが、何も最初から点数をウェブで公開しろなんて言いませんので、問われたら公開してくれぐらいの実務をできればやっていただきたい。

○東郷補佐官 ご指摘ごもっともでございます。ただ、すみません、ちょっと私も承知していないのですが、大体こういう入札のどこまで開示するかというのはお作法が決まっているはずですので、私どものほうで勝手に決められない部分はあると思うのです。ただ、そこら辺が例えば裁量の余地があるのであれば、ご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○浅羽副主査 と申しますのも、全く別の府省で、聞かれたら教えますよと言っているところもあるのです。

○東郷補佐官 すみません。大変失礼しました。12ページにあります。

○浅羽副主査 あ、書かれているんですか。ごめんなさい。

○浅羽副主査 多分ですね、これは決め方が分母分子ですね。落札のやり方が、価格分の点数でしたよね。

○東郷補佐官 その場で、多分、事前に評価しておいて、たしかそれを加味したものでその場を出してやるから、点数自体は多分その場でわかるんだと思うんですね。全体的に、先生がおっしゃっているのは、多分。

○浅羽副主査 その中。

○東郷補佐官 中身についてという意味。

○浅羽副主査 そうなんです。で、これをやれば、この「何点上がる」というのだと、先ほど言った、自分の入札の価格は自分たちは知っているわけなので、どれぐらい上がるかというのはストレートにわかるわけですよ。で、それと別のところで汗をかくのと、コストを下げることとか、バランスを自分で考えることができるようになるので、それがまさに事業者さんにとっての、先ほど言った300万円を乗せてここを取りに行くのか、それともそこは抑えて別で何か工夫してとか、それができると、府省のもともとの意図に、すごく近づくかどうかはわかりませんが、半歩でも近づくのかなと思いますので、そのコメントの中身をできれば細かく、あるいは、コメントでも「ここをもっとやっていたければ、もっと上がります」ぐらいの具体的なコメントであればいいかなと思うんですけども。多分、全体像ではないということだと思いますので、ここで言ってるのは。

○東郷補佐官 ご指摘を踏まえまして検討させていただきます。

○浅羽副主査 よろしく申し上げます。ありがとうございます。すみません。

○尾花主査 すみません。では、1点だけ。実施府省さんのご意向としては、本業務は原則日本語でやってください、ただし、日常会話程度の英会話能力で対応することを望んでおります、とはいえ、加点として外国語がしゃべれるといいです、というときの外国語としてイメージされている言語はあるのでしょうか。入札参加者も、例えばどんな言語の申請者が来るのかということの開示がもしあれば、実施府省さんが望まれている外国語というのが推測できるかと思うのですが、それはこの情報の開示のどこかに書かれていて、実施府省さんのイメージする外国語を準備できるのでしょうか。

○東郷補佐官 ご指摘ももっともだと思いますが、こちらのほうには具体的にどの外国語がいいとか書いてございませんので、客観的にわかるように、申請者の国籍の割合とかもここに統計でおつけするような形で考えたいと思います。

○尾花主査 そうですね。申請者の国籍割合からして、だからこの外国語というのは申請者にスムーズに対応できるような外国語と読むべきものですね。

○東郷補佐官 そうですね。

○尾花主査 その申請者をウェブサイト調べて申請していいのか、それともご開示いただいて準備したらいいのか、ご検討いただければ助かります。

○東郷補佐官 はい、そうですね。ウェブサイトとかにはもちろん国籍別の在留外国人の統計とかそういうものもあるのですがけれども、ただ、それをわざわざ調べろというのも大変ですので、それがある程度わかるような国籍別の件数とか、参考資料に付けることを検討させていただきたいと思います。

○尾花主査 はい。ありがとうございます。ほかに、ございますか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

次に、②「外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務」の実施要項（案）について、法務省入国管理局総務課、東郷補佐官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○東郷補佐官 引き続きよろしくお願ひいたします。外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務につきましては、前回の本委員会のご審議を経まして、東京入国管理局、これは横浜支局も含める東京入国管理局でございますが、及び名古屋入国管理局につきましては、市場化テスト終了プロセスに移行するということとなりましたが、大阪入国管理局につきましては、今の契約を入札した際に応札者が1者しかなかったということで、競争性の確保が課題であったということになったために、引き続き市場化テストを実施するという事になった経緯がございます。

1者応札となりましたのは、多言語による相談員の確保が難しかったことが大きな理由と考えられます。しかし、これについては多様な外国人からの相談に、多言語による対応を行うというインフォメーションセンターの業務自体の性質から、やはり多言語ということについては要件を緩和することは適切ではないということで、引き続き多言語ということでやらせていただきたいと思いますと考えております。

ただ、その際に、前回の本委員会で委員のほうからご指摘をいただきましたように、語学学校等も含めまして、入札参加資格を有する業者さんに対して積極的に入札への参加を促すというようなこととか、より早く入札の実施についての情報を提供するという事で、できるだけ参加を呼びかけていくという形で競争性の確保に取り組んでいきたいと考えております。

それでは、入札実施要項（案）について、前回から見直した主な内容についてご説明いたします。先ほど入国在留手続の窓口業務と共通の見直し事項、先ほど共通ですと申し上げた部分については割愛させていただきたいと思っております。

1つ目でございますが、要項（案）の1ページ目の2.（1）委託対象相談窓口というところなのですが、先ほど申し上げたように、今回は大阪入国管理局だけになりましたので、こちらは前回と異なりまして大阪入国管理局だけということにさせていただいております。

2つ目でございますが、入札実施要項の3ページなのですが、ページの上側のほうのイ.というところで、こちらについて、受託事業者が入札時の提案書において提案した業務処理体制に係る業務従事者数を配置できなかった場合に、委託費を減額する措置について、入札参加者や受託事業者に誤解が生じないように、指定した使用言語に対応可能な相談員を配置できなかった場合を含むということを明記させていただいたと。括弧書きの部分でございますが、こういう形で明記をさせていただいたという部分でございます。

3つ目でございますが、同じく資料の3ページ目の3. 実施期間なのですが、こちらについて、平成29年6月末日をもって原契約が終了となるために、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間を実施期間ということで規定してございます。

次でございますが、入札実施要項の39ページの資料の、別添というところで、こちらの2つ目の表の下のところの※印の後に書いてあるのですが、こちらを加えさせていただいたと。それで、これは前回の本委員会で委員のほうから、入札時に実際の使用言語

別相談員配置数について情報提供したほうがよりいいのではないかと、参加しやすくなるのではないかとのご意見を頂いたことを踏まえまして、平成27年度の使用言語別相談員配置数を記載するという形で書かせていただいております。

それで、こちらの平成27年度における相談員配置数は1日6名となっておりますところ、使用言語別内訳を合計しますと8名になってしまうということになるのですが、複数言語対応可能な相談員がいますので、相談員配置数とは一致しないという形になってございます。

先ほど申し上げたように、パブリックコメントを同じように実施しているのですが、同時に実施して出てきたのは先ほどご説明したようなコメントが出てきたというものでございます。

以上で、非常に簡単ではございますが、主な変更点についてご説明をさせていただきました。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。教えていただきたいのですけれども、多言語による対応が困難という理由が、応札がなかった理由ということでおっしゃっていたのですが、そちらは実際に説明会に参加された方で応札されなかった方々にヒアリングをなさったということですか。

○柴田法務専門官 前回の入札の後に、その業者さんたちにどういう理由かというのを聞いた結果というか、その時の情報ということを知っております。

○生島専門委員 前回というのは。

○柴田法務専門官 平成26年からの時に、1者になった時に、「参加されなかった理由は」とお尋ねしたところ、やはり言語の関係が大きかったと聞いているところでございます。

○生島専門委員 なるほど。過去の、例えば平成23年度からのときは13者説明会に参加された方がいらっしやっただけですけれども、そういった過去の方にも大体ヒアリングされて同じような結果でしたか。

○柴田法務専門官 ヒアリングも、入札を終わった後にしていると思うのですけれども、もし辞退される時には大体、「どういう理由だったのでしょうか」というのを聞くと思うのですが、前回の時のことについては現地に確認してあるのですが、その前については聞いていたかどうかというのは、すみません、今すぐにはお答えできないという状況なのですが、おそらく確認はいつもしていると思います。

○生島専門委員 なるほど。わかりました。何となく、ぱっとこちらの過去の実績の資料を拝見すると、平成23年度に公サ法による民間競争入札になって非常に期待が大きかったのか、説明会参加者が4者から13者が増えて、「あ、よかったな」と思っていたのですけれども、だんだん7者になって6者になって、だんだん説明会に参加する方が回を追うごとに減っていき、そして応札者もどんどん減っていくという状況ですと、おそらく「あ、で



も、やっぱりこれは参加しても無理なのかな」と思われてしまっているのかなと思います、その場合に、もし多言語による対応が困難ということが大きな原因であれば、前にも議論はあったかと思うのですけれども、語学学校のそういった先生を多く擁するようなどころとか、そういう業界団体さんとかにアナウンスはされているのでしょうか。

○柴田法務専門官 まだ具体的に語学学校の団体というか、語学学校自体に「こういうことができますでしょうか」というご案内とかご相談はしていないのですが、入札の参加資格を持っている方でないと難しいというのがあるのですが、今、語学学校、何校か調べてみますと、やはりこういう業務委託みたいなものに参加できる参加資格を、全省庁の統一参加資格なのですが、持っておられる学校が何校かありますので、同じように今回の入札公告の際には、一応公平にという形で、同じようにこういう公告を今やっておりますので、ぜひ参加していただけないでしょうかとか、そういうご案内を。

○生島専門委員 情報提供というあたりですね。

○柴田法務専門官 はい。それで、できるだけ早く情報提供を始めて、直前で知ってしまうと準備ができなくてというのものもあるかもしれませんので、そこはもう入札公告を始めた段階で早め早めにいろいろなところに、もちろん語学学校も含めて、参加してくれそうなところを、今回開拓をしていきたいなと思っております。

○生島専門委員 なるほど。では、今まではやっていないけれども、今回からはなさるおつもりであるということ。

○柴田法務専門官 はい。委員の先生方のご意見を踏まえて、いろいろ調べてみると、そういう参加資格を持っているところがあることもわかりましたので、これまで我々、その発想がなかったかもしれませんので、今回そのご意見を踏まえまして、お声がけを語学学校にもしてみようかなと思っております。

○生島専門委員 なるほど。逆にその業務参加の資格が今ないところでも、例えば、業界団体さんとかに周知をされると、「あ、ではちょっと業務参加資格を取ってみようかな」と思われるところが出てきてもおかしくないかなと思いますので、今、資格があるかないかにそこまで限らず、広く情報をアナウンスされるのは、何も問題ないのかなと思いますので、そこはご検討いただけたらと。

○柴田法務専門官 そうですね。できる範囲ではもちろんさせていただこうと思っております。

○東郷補佐官 いわゆる業界団体があるのかどうかも、すみません。

○生島専門委員 そうですよ。確かに。

○東郷補佐官 窓口があるかどうかもお調べして、できればそういう形で広く広報というか、お声がけをしたいと思います。

○柴田法務専門官 個別に。

○生島専門委員 この従来の実施に要した人員をみると、業務委託職員ということでお書きになられているので、別にその外国語が話せる方を必ずしも受託業者さんの正社員であ

る必要はないわけですね。正社員ではなくていいということで、常勤ではなくて、外部の方に業務委託してというか、来てもらってやればいいという。

○東郷補佐官 通常、再委託はあまりやらせない形にはなっているので。

○生島専門委員 再委託になってしまうのですか。この業務委託職員というのは、この受託業者さんの正社員ですか。

○東郷補佐官 いや、そういう趣旨ではないです。もちろん、正社員ではない方でもいいのですけれども。ごめんなさい、今、おっしゃられたのは、再委託なのかなと思ったのですが、そういうことではなくて……。

○生島専門委員 再委託ではなくて、これを見たとき業務委託職員と書いてあったので、やはり語学が堪能な方を正社員として雇用している企業ではなくても、契約してというか……。

○東郷補佐官 そういう趣旨であれば、問題ないかと思います。

○生島専門委員 なるほど。それであればなおのこと、例えば語学学校さんのほうが、その受託資格は持っていないとしても、「では、人を契約で、委託職員として出せるよ」というようなバスケットになり得るというか、応募したい業者さんとしてはそういう先があれば、別に自前で正社員で持っていないなくても、こうできるよというようなアドバイスをなさってもいいのかなと思ったのですけれども。

○東郷補佐官 なるほど。そこら辺は業者さんのほうで工夫していただくということになると思うのですが、ただ、正社員であるなしにかかわらず、例えば、いろいろな守秘義務とか、雇われている方が何か反することをやってしまった場合の責任は、受けた受託者のほうにかかってきますので、そこはちゃんと責任を持ってやっていただくというのが前提にはなりますので、それを踏まえていただければどういった形でもというか、きちんとやっていただければそこはもう業者さん次第かと思うので。

○生島専門委員 そうですね。だから、別に、例えばある語学学校の先生として、いる方が、受託業者さんが別途、ではこのスペイン語の先生と契約して、この業務に関して受託しますということは、別にしてもいいわけですね。

○東郷補佐官 それはあり得ると思います。

○生島専門委員 なるほど。もちろん受託業者さんが考えついたらいいのですけれども、「こういうことも可能なだよ」という、可能であれば、そうした情報提供をなさるのもいいかなと思うのですね。ヒアリングにせっかくこれだけ、6者の方が来られて、「いや、この多言語による対応が困難だからやらなかった」ということであれば、「では、例えばこういうふうな形でご対応どうでしょうか」とか、そういうご提案をされれば1者応札が続かない1つの解決策にはなるかなと思ったのですけれども。

○東郷補佐官 そうですね。現地に聞いたところでは、その多言語自体というよりも、多言語の確保をするための時間がなかったというのが大きな……。

○生島専門委員 時間……。

○東郷補佐官 ええ。結局、今、先生がおっしゃられたように、例えばそういう語学学校から人材を確保すると、それなりに、手元に正社員としていなければほかのところから募集したりしなければいけないわけですね。それを、ある程度募集をして、こういう語学の人を確保できそうだということがちゃんとわからないと結局応札できないわけですね。それで、その準備期間というのが若干足りなかったというようなことを聞いておりますので。

○生島専門委員 で、先ほど、ではもっと準備期間を早めにアナウンスをすれば、おそらくそういったことができるだろうという。

○東郷補佐官 はい。そういうお話があったものですから、事前に早めに情報提供とかお声がけをして、準備ができるように配慮をしたいなということなのです。

○生島専門委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。実施要項(案)の20ページ目でございます。別紙1ですね。こちらの表の見方なのですけれども、こちらの注意書きには「各日1名以上対応可能な相談員が配置されていることを必要とする」と書いてございますが、これは例えば、極論した場合、ここに書かれている言語を全部1人でしゃべれるマルチリンガルの方がいた場合には1人でもオーケーという趣旨なのか、それとも各言語最低1人ずつ必要という趣旨なのか、いずれなのでしょう。

○東郷補佐官 すみません。ご指摘のとおり、これ全部できればいいというように読めるのですが、審査項目の中に、「各業務ごとの必要な配置人員数や相談を受けるまでの待ち時間及び相談に対する適切な応答に要する時間の短縮など」について具体的に提案するというような、これは8ページの一番下のところなのですが、そういうような業務処理体制についての提案をいただいて、さすがに1人で全部やりますとなったときには、点数は低くなってしまふのかなと思いますので、もちろん最低ラインはそれで……。

○辻専門委員 で、重複しても構わないのだけれども、ただ、もちろん人数が少ないと当然待ち時間も長くなるであろうから点数は低くなるのではないかというご趣旨ですかね。

○柴田法務専門官 そうですね。で、先ほど申し上げたように、過去の例でも、39ページのところで書いたように、これ人数を全部足すと8名なのですけれども実際は6名ということで複数言語ができる方が入っていたということですので、人数は固定をしているわけではないのですが、当然ちゃんと相談に当たれる形で十分な人数があるかどうかというのも審査の対象になると思いますので、そちらで担保するのかなと。

○辻専門委員 資料1には、では、例えばなんですけれども、重複しても構わないとかいう一文を書くことは可能ですか。20ページ目ですね。

○柴田法務専門官 それは構わない、実際に……。

○東郷補佐官 では、それは、はい。

○辻専門委員 わかりました。で、あともう1点だけ。この表の見方なのですけれども、スペイン語とポルトガル語の部分だけ表の形式が違って1個だけ○がついていますけ

れども、これはどういうご趣旨なのでしょう。

○東郷補佐官 これはどちらかがしゃべれば。大体、スペイン語とポルトガル語というのは非常に似た言語でして、どちらかで対応いただければ大体通じてしまったりしますので。

○辻専門委員 あれでしたら、その旨も書かれたほうがよろしいかもしれないですね。

○東郷補佐官 ああ、そうですね。そこら辺はそういう趣旨ですということが分かるように記載したいと思います。

○辻専門委員 はい、お願いいたします。以上です。

○東郷補佐官 ありがとうございます。

○川澤専門委員 すみません。1点だけ質問させていただきますが、以前もう議論があったかもしれないのですけれども、この日本語を全員離せなければいけないのでしょうか。つまり、日本語を全員が離せなければいけない必要性というのがあるのかどうかということなののですが。つまり、例えば業務実施体制の中の、管理者が日本語と英語を話せて、そのスタッフが英語とスペイン語、ポルトガル語を離せば、ある意味、業務を実施する上では、管理者とコミュニケーションがとれて、おそらく法務省さんと管理者はコミュニケーションがとれるという形で、可能になることも考えられると思うのですけれども、そういう提案というのが、今の日本語が全員となると難しいと思うのです。で、必ず全員が日本語を話せる必要というのは、なぜあるのでしょうか。

○東郷補佐官 先生、済みません。当然のことだと思って、あまり深く検討したわけではないのですが、業務の内容の中に、相談を受けたものについてインフォメーションセンターの業務の範囲外の相談があった場合に、入管の職員に対して引き継いだり、マニュアル外の相談についても職員に引き継ぐということがございまして、その際に日本語で意思疎通をできたほうがよろしいということでそういう形にしていると考えられます。

○川澤専門委員 なるほど。それがどのぐらいの頻度かということによると思うのですけれども、直接の引き継ぐ回数というのが、そのスタッフの方が直接というよりは管理者を通じて法務省の方と対話ができれば良いということであれば、ある意味、その管理者が日本語と英語、で、スタッフが英語とスペイン語ということであれば、かなり参加できる事業者の方が増えてくると思うのです。外国人の方を雇用している事業者とかというのが考えられますので。そこは、かなりスタッフと法務省の職員の方が直接意思疎通をする必要があるということであれば、もちろん日本語を全員話せたほうが良いと思うのですけれども、そうではないような状況があるようであれば、そこは緩和についてもご検討いただければと思いますので、そこは状況を踏まえてご判断いただければと思います。

○宮武予算第一係長 資料39ページなのですけれども、(5)のところをごらんになっていただきますと、取扱数量の中で、大阪入管は4万1,515件あるのですが、そのうち外国語の件数が1万2,332件で、これは全体の3割です。で、残りは日本語なので、7割は日本語で対応していることになるのです。だから、こういうのを、日本語も必要なのかなど。

○辻専門委員 おそらくこれって、こういうメジャーな言語ではなくてマイナーな言語をしゃべっている方々が日本にやってきて、彼らの共通言語が日本語とかっていうケースですかね。

○柴田法務専門官 それもあります。基本的には、もう日本に在留資格を持って、既に在留されている方になりますので、ある程度は日本語を話される方も多いので、相談とかそういうことも日本語が多いのかなと。あと、必ずしも外国人からでなく、その関係者の日本人からの照会もあると思いますので、相談とかですね。だから、やはり日本語がどうしても多くなるのかなと思います。

○辻専門委員 あと多分、業務上の問題としては、このマニュアルですか、相談をする方が持っていらっしゃるマニュアルを見ながら、ケースごとにこのマニュアルのこの部分に該当するからこの説明をすとかっていう運用をするかと思うのですけれども、そのマニュアル自体が日本語なのでしたっけ。

○柴田法務専門官 日本語です。

○辻専門委員 だと、当然その相談員の方は日本語がわからないとマニュアルがそもそも読めないという状況なのですかね。

○東郷補佐官 そうなります。

○辻専門委員 その点からも、日本語ができないとまずいという理解でよろしいですかね。

○東郷補佐官 そういうご理解でよろしいかと思います。

○川澤専門委員 状況は承知したのですけれども、おそらく3カ所より増やすという意味では、少しその業務の実施の仕組みとか、例えば、すぐくその受付のレアケースの多言語の部分で参加者が少なくなっているのであれば、そこをどうにか増やすためにどういう改善というか工夫が考えられるかということは、ちょっとゼロベースで考えたほうが、今回ということではなくて、今後必要かなとは思いましたので。ありがとうございます。

○辻専門委員 今のに関連して、このマニュアルを日本語以外でつくるというのは無理なのでしょうか。

○東郷補佐官 それは、無理かと言われると無理ではないと思うのですが。

○辻専門委員 結構難しいですかね。

○東郷補佐官 結構、入管行政は制度改正が頻繁にありまして、そのたびに翻訳をしないとけなくなりますので。

○辻専門委員 そうですよ。はい、わかりました。

○尾花主査 すみません。1点、教えてください。11ページなのですが、「受託事業者に使用させることができる施設・設備・物品」という項目が8. のところがございます。それを見ていきますと、37ページの別紙6の3. のところで、施設、設備関係だと「別紙1の総合インフォメーションセンタースペース」というご指示と、物品関係は「業務処理に必要と認められる物品」と書かれていて、ここからすると何を使えるのかというのがちょっと読み取れにくくなっているのではないかという印象を受けます。

で、12ページに戻ってみますと、(2)のところに「委託事業を実施するために必要な次に掲げる物品」は使用できるということで、申請書類とかコピー用紙とか筆記具と、その他業務処理に認められる物品と書かれているのですが、何かそのほかの例えばネット環境が使えるとか、PCがあるとか、コピー機が使えるとか、もしくは電話は使えるとか、何か開示として参照できる箇所はございますか。

懸念は、1者入札で、入札している方は、どんな場所でどんな器具があって、人を3名、5名座らせられるとか、椅子があるとか、推測がつくかと思うのですが、初めての方は、多分この開示だけだとどのようなイメージで人を配置し、機械を使わせるかというのがわかりにくいのかなと思いましたので、ここに書いてもいいですし、説明会のときに場所をお見せになってもいいですし、何かご検討いただくのがいいのではないかと思います。

○東郷補佐官 わかりました。ご指摘ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任していただきたいと思います。委員の先生方、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

— 了 —